

東かがわ市告示第108号

東かがわ市シティプロモーションロゴマーク・ブランドメッセージ使用規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年7月24日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市シティプロモーションロゴマーク・ブランドメッセージ使用規程の一部を改正する告示

東かがわ市シティプロモーションロゴマーク・ブランドメッセージ使用規程（令和8年東かがわ市告示第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（使用できる者） 第4条 略 （1）～（3） 略 （4） 有料販売する製作物等に使用する者。<u>ただし、市の施策若しくは事業の推進に寄与すると認められる場合又は市長が特別の理由があると認める場合を除く。</u> （5）～（8） 略	（使用できる者） 第4条 ロゴマークは、次に掲げる者を除き個人、団体、住所等を問わず、誰でも使用することができる。 （1）～（3） 略 （4） 有料販売する製作物等に使用する者 （5）～（8） 略

附 則

この告示は、令和8年7月24日から施行する。